

## リスクマネジメント

金融機関が内包するリスクは、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等多種多様にわたり、かつ増大する傾向にあります。こうした事業環境の中で、当会はリスクマネジメント態勢の充実・強化について重点的に取り組み、ALM委員会・リスク管理委員会をはじめ内部監査・審査体制の充実・強化を図るなど、経営の健全性確保に努めています。

### ALM体制

金融機関の資産・負債は金利変動等の影響を大きく受ける構造になっていますが、当会では、財務の健全性維持と安定的な収益確保のため、リスク管理を徹底するとともに、リスクアペタイト・フレームワークを踏まえ、ALMの強化に努めています。

「ALM委員会」「融資検討委員会」「資金運用検討委員会」等を定期的に開催して、資産・負債の動向把握や経済動向・金利予測分析を行い、金融情勢の変化に対応できるよう努めています。

### リスク管理体制

経営の安定性を維持し、将来にわたって健全経営を維持していくために、当会が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクを統合的に管理することを目的として「リスクマネジメントの基本方針」等を定めるとともに、定期的に「リスク管理委員会」を開催して、信用リスク・市場リスク等にかかるリスクの分析および限度額の設定・管理を行っています。

### 内部監査体制

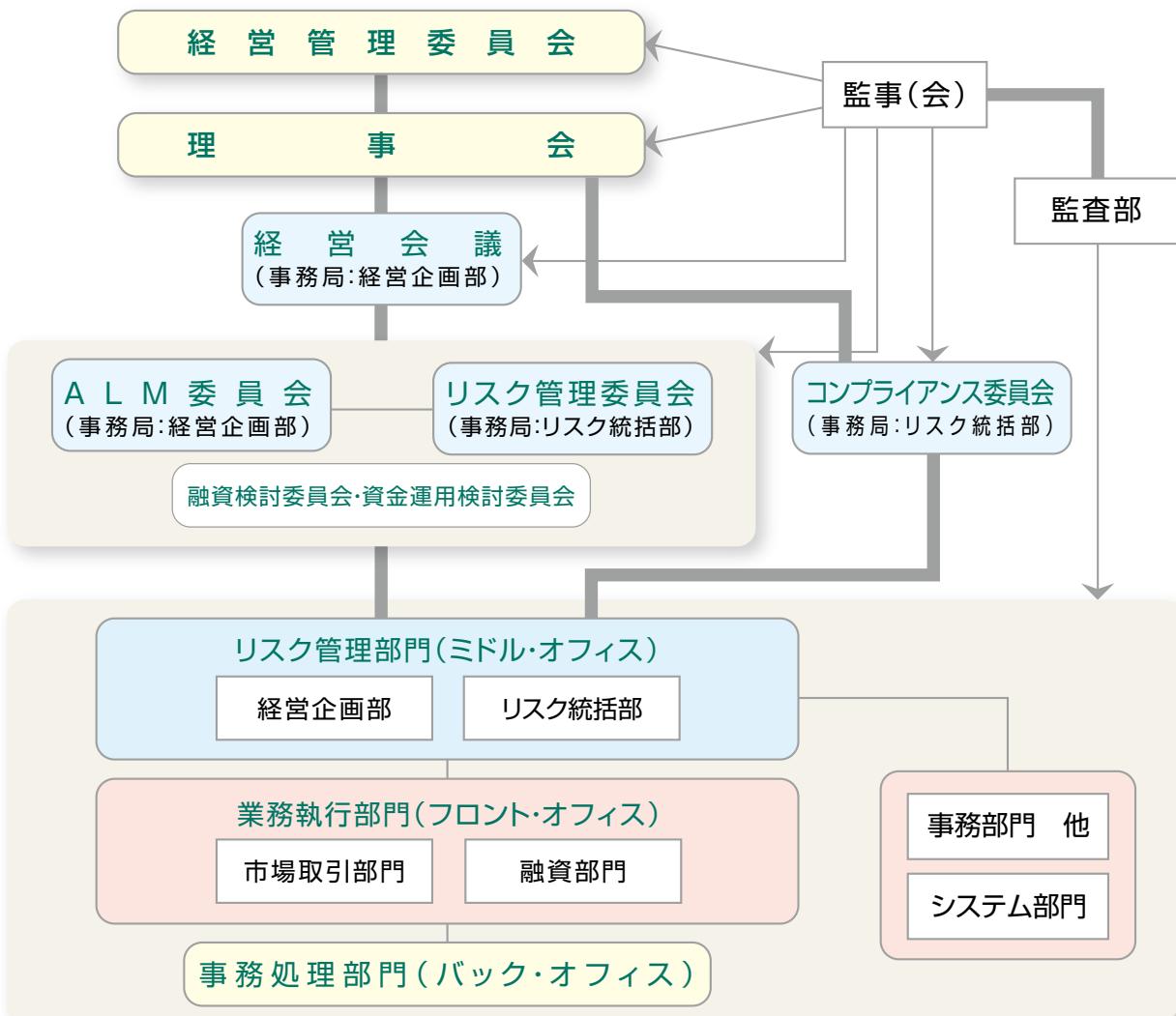
内部管理態勢の強化を図るため、経営活動全般にわたる管理運営および業務の遂行状況についての適切性と有効性の観点から検証・評価し、その結果に基づく情報の提供および改善・合理化への提言・提案等を通じて、経営の健全性確保および経営効率の向上に努めています。

### 審査体制

「クレジットポリシー」等の内部諸規程を基本とした「審査方針」を定めて、信用リスク管理の強化を図るため、厳格な審査体制を敷いています。

具体的には、営業段階においては、財務諸表分析システム等により融資先ごとの対応方針に基づいて一次審査を行い、融資推進部門と分離独立した審査部門において、厳正な基準に基づいた二次審査を行い資産の健全性確保に努めています。さらに、融資および審査担当者を会内外の各種研修に派遣して、審査能力向上に努めています。

## ■ リスクマネジメント体制図



当会の考え方

## ■ 管理対象リスクの種類

種類	内容
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値（または収益）が変動し、損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金が確保できなくなる、または、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） 市場の混乱等により市場において取引ができなくなる場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーションル・リスク	
事務リスク	役職員が手続きに定められた事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る、または、諸規程の不備等により適切な事務処理が行われず損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、サイバー攻撃等、システム不備等に伴い損失を被る場合およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

## 当会の考え方

#### コンプライアンス(法令等遵守)について

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者・企業・地域住民の皆さまのための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会は、こうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上にゆるぎない地域社会からの信頼を確立していくため、「コンプライアンスの基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでいます。

## コンプライアンスの基本方針

## ① 基本的使命と社会の責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

## ②質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

### ③法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

#### ④ 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

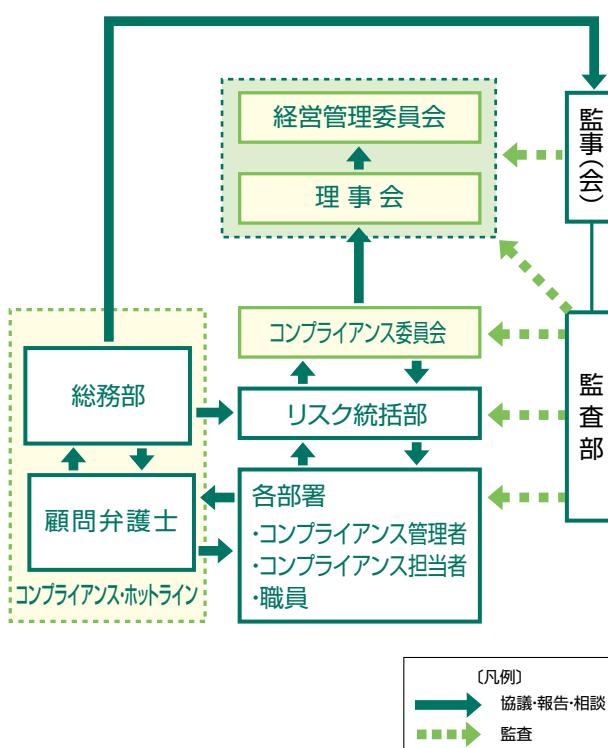
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、又ネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

## ⑤透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

## ⑥持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。



## 金融ADR制度への対応

### 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・店内掲示等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

相談・苦情等のお申し出については当会の相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所までお問合せください。

### 当会の相談・苦情等受付窓口

電話番号：025-211-2121（代表）

### J A バンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時  
(金融機関の休業日を除きます。)

### 紛争解決措置の内容

お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決することを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用できます。

	電話番号
新潟県弁護士会示談あっせんセンター	025-222-5533
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249

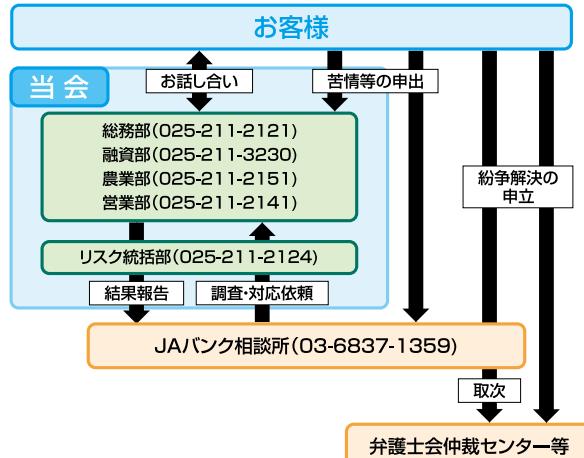
※上記の弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

**①現地調停：**東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

**②移管調停：**東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。



### 苦情等受付・対応態勢

当会は、上図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。

## 金融商品の勧誘方針

当会は、金融サービス提供法の趣旨に則り、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、「金融商品の勧誘方針」を定め、お客さまに対して適正な勧誘を行うとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

### 金融商品の勧誘方針

- ①お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- ②お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④電話や訪問による勧説は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤お客様に対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥販売・勧説に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 個人情報の取扱方針

当会では、お客さまからの信用を第一と考え、ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、厳格な管理に取り組んでいます。

また、個人情報管理の有効性・実効性確保に向けて、役職員への研修等にも取り組んでいます。

### ■個人情報保護方針

#### ①関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

#### ②利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。  
当会の個人情報等の利用目的は、当会のホームページ等に掲載しております。

#### ③適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### ④安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

#### ⑤第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

#### ⑥機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### ⑦仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### ⑧匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をあって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをおいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### ⑨開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

#### ⑩継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

#### ⑪苦情・ご意見・ご要望の申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

※お客さまの個人情報等のお取扱いにつきましては、当会ホームページに掲載しております。

## 情報セキュリティに関する基本方針

当会は、お客さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

## ■ 情報セキュリティに関する基本方針

- ①当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- ②当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- ③当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティに関する基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- ④当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業において、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下のとおり「利用者保護等管理方針」を定め、お客さまの保護等管理態勢の向上に取り組んでいます。

## ■ 利用者保護等管理方針

- ①利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- ②利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のための態勢整備に努めます。  
(備考) 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

## 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

## ■ 利益相反管理方針

### ① 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### ② 利益相反のおそれのある取引の類型

- 「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
  - (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

### ③ 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

### ④ 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

### ⑤ 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県下J Aの信用事業をサポートする県段階の連合会組織として、県下J Aが組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献できるよう支援するため、以下の取組方針を定め、本方針に基づく取組状況の定期的な公表にも取り組んでまいります。

今後も、県下J Aがお客さま本位の業務運営をより一層実現することができるよう支援するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

### ■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

#### ① お客さまへの最適な商品提供

投資信託を販売する県下J Aが、お客さまのニーズに合った金融商品・サービスを提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

#### ② お客さま本位の提案と情報提供

投資信託を販売する県下J Aが、お客さまの投資判断に資するような重要な事項（商品のリスク特性・手数料等）について分かりやすく説明し、必要な情報を十分に提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

#### ③ 利益相反の適切な管理

投資信託を販売する県下J Aによるお客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則3本文および（注）】

#### ④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

投資信託を販売する県下J Aに対し、研修の実施や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築することができるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

## マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力等との取引排除への対応

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じるとともに、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対して確固たる信念を持って排除する姿勢を堅持するため、以下の方針を定め取り組んでいます。

### ■ マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダーリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

#### ① 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を發揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### ② マネー・ローンダーリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダーリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### ③ 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢を持って対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### ④ 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダーリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

## ⑤外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## 貸出運営についての考え方

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としており、当会の責務は、その大切な財産を安全にお預かりし、地域の皆さまから有効にご活用いただくことがあります。

当会は、農業基盤の拡充と担い手の育成に資するための農業関連融資や、農商工連携による地域活性化に努めるとともに、地域金融機関として、地域振興・地場産業振興および社会福祉の向上に寄与すべく、地元企業・団体ならびに地方公共団体等お取引先のニーズに応じた融資条件の設定により、資金需要に積極的に対応しています。

今後とも、農業および地域社会の発展に資するため、幅広い資金ニーズに応えてまいります。

### お取引先業種例

<b>農業</b> 穀作、野菜園芸、果樹園 農業、養豚肉牛酪農、養鶏 養卵、その他農業	<b>製造業</b> 食料品飲料水製造、繊維工業、 木材木製品紙製品製造、化学 工業、鉄鉱金属工業、非鉄金属 製造、出版印刷、その他製造業	<b>鉱業</b> 石炭原油天然ガス鉱業	<b>建設業</b> 総合工事、土木工事、建築 工事、板金塗装工事業、電 気通信工事、その他建設業	<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b> 電気ガス熱供給水道業、 電気業
<b>運輸・通信業</b> 旅客輸送、貨物運送、倉庫 業、その他運輸通信業	<b>卸売・小売・飲食業</b> 卸売、百貨店スーパー、飲 食店、食料品飲料小売、衣 料品小売、その他卸売小 売飲食店	<b>金融・保険業</b> 銀行信託、農林水産金融、 保険、その他金融保険業	<b>不動産業</b> 不動産代理仲介、不動産 賃貸、不動産管理	<b>サービス業</b> リース、旅館宿泊業、医療 保健衛生福祉、教育宗教 政治、その他サービス業

## 責任ある投融資

当会は、投融資業務を通じ、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題解決に着実に貢献していくため、「責任ある投融資に向けた取組方針」を制定しています。

### ■ 責任ある投融資に向けた取組方針

#### ① 基本方針

当会は、投融資業務を通じて、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題解決に貢献してまいります。

そのため、環境・社会問題に真摯に向き合っている取引先に対しては、地域金融機関として適切な知見の提供や積極的な支援を行ってまいります。

一方、環境・社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響の低減・回避に努めてまいります。

#### ② 特定の業種、セクターへの対応方針

上記基本方針に加え、環境・社会の持続可能性に影響を与えると考えられる、以下に示す特定の業種、セクターに対する投融資については、十分に留意した対応を行います。

##### (1) 兵器

戦争等に使用される殺戮・破壊を目的としたクラスター弾など非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。

##### (2) 石炭火力発電

石炭火力発電は他の発電方式に比べ温室効果ガスの排出量が高く、気候変動等への影響が懸念されるため、新設の石炭火力発電所建設を資金使途とする投融資は、原則行いません。

ただし、災害時対応等でやむをえない場合や国のエネルギー政策等による高効率の発電所建設の場合などについては、慎重に検討を行います。

##### (3) 森林伐採

森林伐採事業に対する投融資については、伐採の違法性や環境への配慮、地域社会とのトラブル発生状況等について、十分に留意し、慎重に検討を行います。

##### (4) パーム油農園開発

環境保全や人権保護の観点から、パーム油農園開発事業への投融資については、国際認証（RSPO※）の取得状況や環境への配慮、人権侵害の有無、地域社会とのトラブル発生状況等について、十分に留意し、慎重に検討を行います。

※ RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil、持続可能なパーム油のための円卓会議)